

海幕経第179号

令和7年3月24日

各 地 方 総 監 部 経 理 部 長
大 湊 地 区 総 監 部 経 理 部 長
第 1 術 科 学 校 総 務 部 長
補 給 本 部 経 理 部 長
艦 船 、 航 空 補 給 処 長
各 基 地 隊 司 令
各 防 備 隊 司 令 殿
父 島 基 地 分 遣 隊 長
稚 内 基 地 分 遣 隊 長
第 2 4 航 空 隊 司 令
各 航 空 基 地 隊 司 令
(硫黄島航空基地隊司令を除く。)
各 基 地 分 遣 隊 長
松 前 警 備 所 長

海上幕僚監部総務部経理課長

(公 印 省 略)

決裁体制の強化を図るための措置要領について（通知）

標記について、別紙のとおり通知する。

なお、決裁体制の強化を図るための措置について（通知）（海幕経第2100号。
19. 3. 26）は廃止する。

関連文書：装管調第107号（27. 10. 1）

添付書類：別 紙

写送付先：第4術科学校教育第1部長

決裁体制の強化を図るための措置要領

1 趣 旨

公共調達の適正化を図るための措置について(通知)(装管調第107号。27.10.1)別紙第5項に規定される措置について、地方調達における公共調達の適正化を図るため必要な措置要領を示すものである。

2 適用範囲

海上自衛隊契約規則(昭和43年海上自衛隊達第17号)第7条に基づく調達要求及び契約審査会の審査に付する調達要求以外のものであって、随意契約によるものとするもの(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第2号から第7号に掲げる理由による少額の随意契約を含む。)

3 措置要領

- (1) 契約担当官等は、入札等に先立ち、調達要求元部隊等から物品調達要求書及び工事等役務調達要求書に基づく調達要求があった場合、付表に掲げる契約課長等の所掌する事務のうち、契約の方法及び契約方式の決定並びに指名業者(見積書を徴する者を含む。)の選定等を行わせるときは、付表に掲げる審査主担当に対し契約伺書を回付し、随意契約によることとした理由等の審査を行わせるものとする。

なお、審査主担当が不在となり業務に支障があると認める場合は、付表に掲げる審査副担当がこれに代わって審査を行うものとする。

- (2) 審査主担当又は審査副担当は、審査終了後、内容が適当であると認めた場合には、契約伺書に所定の押印欄を設けるか若しくは契約担当官等が指定する押印欄に押印又は記名をし、契約課長等に回付するものとし、不適当であると認めた場合は意見書を添えて契約担当官等に報告する。
- (3) 契約課長等は、審査主担当又は審査副担当が不適当であるとして契約担当官等に報告したものについては、契約の方法等について見直しを行わなければならない。

4 審査項目

審査項目は次の掲げるものを標準とする。

- (1) 随意契約とする理由及び業者選定の適否
- (2) 予算決算及び会計令第99条第2号から第7号に掲げる理由による少額の

随意契約にあつては、次を重点的に審査する。

- ア 指名競争入札に準じてなるべく多くの業者を選定したか。
- イ 恣意的な分割等により少額随契としていないか。
- ウ 見積書を徴取しようとする業者は適切か。

5 実施時期

令和7年3月24日以降の調達要求から実施する。

審査主担当及び審査副担当

部 隊 等	契約課長等	審査主担当	審査副担当
各 地 方 総 監 部	契 約 課 長	監 査 課 長	経 理 課 長
地 区 総 監 部	契 約 課 長	監 査 課 長	経 理 課 長
第 1 術 科 学 校	契 約 係 長	経 理 係 長	出 納 係 長
補 給 本 部	契 約 課 長	経 理 課 長	原価管理官
艦 船 補 給 処	契 約 課 長	会 計 課 長	会 計 班 長
航 空 補 給 処	契 約 課 長	会 計 課 長	会 計 班 長
各 基 地 隊 本 部	契 約 係 長	経 理 係 長	
小松島航空基地隊	契 約 係 長	経 理 係 長	
各航空基地隊経理隊	契 約 班 長	経 理 班 長	

注：1 上記の審査副担当により難い部隊等にあつては、契約担当官等が審査副担当となる者を指定する。

2 上記以外の部隊等においても、契約関係者以外の者が審査を行うものとし、これにより難い場合は、契約担当官等が自ら審査できるものとする。